

岡山県介護テクノロジー定着支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 この要綱は、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）の規定に基づき、岡山県介護テクノロジー定着支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化に資するため、介護事業者が介護環境の改善のために整備する介護テクノロジーの導入や定着に係る費用を助成することにより、当該事業の実施に資することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 岡山県介護テクノロジー定着支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第4条に定める事業（以下「補助事業」という。）を行う県内の介護事業所又は介護施設等（介護保険法に基づく全サービスを対象とする。以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 補助金の額等に関しては、実施要綱第6条に定める。

3 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）及び別に定める添付書類を、別に指定する日までに知事に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、これを行うことができない。

一 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

二 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

三 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(交付の条件)

第4条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

一 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類及び帳簿を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年

間保管しておかなければならない。

また、証拠書類等の保管期間が満了する前に補助事業者が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

二 この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けてはならない。

三 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第2号）により速やかに知事に報告しなければならない。

ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。

なお、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部又は一部を県に納付させることがある。

四 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

五 取得財産等で価格が単価30万円以上の機械及び器具について、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過するまでに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄しようとするときは、あらかじめ、取得財産処分承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

六 知事の承認を受けて財産を処分することにより補助事業者が収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

七 その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

（申請の取下げのできる期間）

第5条 補助事業者が規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付決定の日の翌日から起算して30日を経過する日までとする。

(変更承認申請等)

第6条 補助事業者は、この補助金の交付決定後の事情により、事業の内容の変更等を行おうとする場合には、変更(中止、廃止)承認申請書(様式第4号)及び別に定める添付書類により、知事の承認を受けなければならない。ただし、規則第10条の規定による軽易な変更については次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- 一 20%を超えない対象経費又は補助金の減額を行う場合
- 二 補助の目的及び内容に影響を及ぼさない場合

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了後1か月以内(第6条により中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月以内)又は当該年度末のいずれか早い日までに、補助金実績報告書(様式第5号)及び別に定める添付書類を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第8条 知事は、前条の規定による補助事業実績報告書の提出があった場合には、必要な検査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額について年8.65%の割合で計算した額の延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第9条 補助事業者は、規則第15条の規定による補助金の支払を受けようとするときは、請求書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができるものとする。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、この補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

付則

1 この要綱は、令和6年8月27日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。